

平成 28 年〇月〇日

えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画(素案)

環 境 省

1 計画策定の背景

ゼニガタアザラシは、北海道の襟裳岬から根室半島にかけて分布し、同じ岩礁を周年利用し定着性の高いアザラシである。1940 年代、北海道沿岸に 1,500 頭ほどが生息していたと考えられている（伊藤・宿野部，1986）。しかし、戦後、商業的な利用による乱獲や、沿岸の護岸整備等による生息環境の悪化に伴って、1970 年代には、400 頭未満までに個体数が減少した（伊藤・宿野部，1986）。1973 年、哺乳類の研究グループである海獣談話会の調査により、北海道沿岸に生息する本種は絶滅の危機に瀕していることが明らかになり（斎藤・渡邊，2004）、1998 年、環境省レッドリストで絶滅危惧種 IB 類に選定し保護するようになった。1980 年以降、アザラシ猟や護岸工事などが行われなくなったために、本種の北海道沿岸での最大上陸頭数は 1,089 頭になり（吉田ら，2011）、個体数は回復傾向にあった。これらの状況から本種を、2012 年 8 月に、絶滅危惧種 IB 類から絶滅危惧種 II 類にダウンリストした。北海道における本種の最大上陸場である襟裳岬（吉田ら，2011）では、最大上陸個体数は、1970 年代は約 150 頭であったが（内藤・伊藤，1974）、2013 年は約 600 頭である。しかし、特に襟裳岬における本種の個体数増加に伴い、定置網のサケを中心に漁業被害が深刻な状況となり、えりも地域における被害額は 2014 年度はサケ定置の直接被害のみで約 6,300 万円となった（北海道庁）。加えてタコ漁等他の被害についても報告されている。その一方で、ゼニガタアザラシを観光資源としても利用しており、また、襟裳岬は他の上陸場から距離があることから、襟裳岬周辺で繁殖する個体群は、遺伝的にも独立傾向にあるため、本種との共存のあり方を摸索している。

このような状況を踏まえ、2014 年 5 月 9 日に特定鳥獣保護管理計画（鳥獣保護法第 7 条）に準ずる計画を 2016 年 3 月 31 日までの期間で策定し、えりも地域でのゼニガタアザラシの存続可能性の評価及び漁業被害の軽減に取り組んできたところである。

これまでの調査から、えりも地域の生息数は増加傾向にあることが明らかとなった。ゼニガタアザラシの存続可能性の評価については、ゼニガタアザラシ研究会等による長年の上陸個体数の観察記録に加え、近年のヘリ

センサスや発信機装着等の最新の調査結果により、見落とし率や上陸率等の補正值が得られ、数量解析により絶滅確率の計算を行うことが可能となった。これらの解析結果等により、レッドリスト検討会において絶滅危惧種の再評価がなされ、2015年9月に絶滅危惧種に当たらないことが明らかとなった。これはこれまでの長年の保護の努力と地元関係者の理解のおかげである。

一方、漁業被害の軽減については、2014年度から2015年度にかけて、漁業者の理解と協力を得て、研究者等と連携の上、漁網の改良等を行い、一定の効果を果たしたところであるが、依然被害は深刻な状況となっている。

2014年5月30日の鳥獣保護管理法の改正により、絶滅危惧種から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣も希少鳥獣の対象とすることとなった。さらに特定の地域においてその生息数が増加し、またはその生息範囲が拡大している希少鳥獣において、管理を図るために必要と認めるときには、特定希少鳥獣管理計画を策定できることとなった。そこで、ゼニガタアザラシの管理手法が確立するまでの間、希少鳥獣として残し、襟裳岬周辺で繁殖する個体群を対象として、えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画（以下、管理計画）を策定することとした。

2 計画の目的

本管理計画は、ゼニガタアザラシが絶滅危惧種に戻ることがないように、えりも地域におけるゼニガタアザラシ個体群と沿岸漁業を含めた地域社会との将来にわたる共存を図ることを目的とする。環境省が多様な事業主体との連携により、個体群管理、被害防除対策、モニタリング等の手法を確立することを目的とするものである。

3 管理すべき鳥獣の種類

ゼニガタアザラシ (*Phoca vitulina*)

4 計画の期間

計画策定の日から平成31年3月31日までとする。

5 特定希少鳥獣の管理が行われるべき区域

襟裳岬周辺で繁殖する個体群が生息する区域

6 特定希少鳥獣の管理の目標

(1) ゼニガタアザラシの適正な個体群の維持と、漁業被害の軽減とのバランスを考えた管理を行う。

- ・ 安定した個体群を存続させるため、100年以内に絶滅する確率が10%未満となるよう維持する。
- ・ 漁業被害を軽減するための捕獲を実施する。
- ・ 順応的管理の観点から、年間の捕獲上限は前年の生息状況評価をもとに毎年算出する。捕獲数は、その年の混獲による死亡個体数の動向を踏まえて柔軟に変更する。

(2) 被害防除手法の改良により漁業被害の軽減を図る。

- ・ これまで実施してきた各種の防除手法の結果を検証し、手法の改良（漁網の改良、音波忌避装置の改良や設置条件の検討等）や新たな手法（漁網等へ侵入する常習個体の確保等）を検討する。
- ・ これらの手法には、漁業者の意見を十分に取り入れるとともに、研究者等を含めた協力関係の元で取組を実施する。

7 特定希少鳥獣の管理のための方策に関する事項

- ・ これまでの調査から、混獲されやすい幼獣個体ではなく、特定の亜成獣以上の個体がサケ定置網において被害を及ぼすことが明らかとなってきた。このことから、定置網に執着している亜成獣以上の個体を選択的に捕獲し、混獲による幼獣死亡個体を減らすよう努める。
- ・ 捕獲する手法については、定置網自体や落とし罠による捕獲等、定置網に執着している個体を選択できる手法を基本とする。
- ・ その他の手法（銃器等）についても、必要に応じて検討する。
- ・ 捕獲にあたっては、地域住民と連携して行うものとする。
- ・ 捕獲した個体については、適切な管理のためのデータの収集や動物園・水族館への譲渡も含め、可能な限り有効的に活用される方法を検討する。

8 特定希少鳥獣による被害防除対策に関する事項

- ・ 以下の被害防除対策を実施する。これらの手法については、その実施と併行して効果の検証を行うとともに、その他の手法についても必要に応じて検討を行うこととする。またこれらの手法の検討・実施についても漁業者の協力を得て行う必要がある。

(1) 漁網の改良

引き続き、漁業者の意見を取り入れながら、定置網へのゼニガタアザラシの入網を阻止する手法（格子網の装着等）や定置網内でサケとゼニガタアザラシを分離する手法（仕切り網の装着等）等により、被害を防除する漁網の改良をすすめる。また、改良試験の結果を地域に還元し、防除の取組を促進する。

(2) 音波忌避装置等の改良

ゼニガタアザラシの忌避効果の高い装置を開発するとともに、より効果を発揮するための設置方法等についても検討する。

(3) 常習個体の選択的捕獲手法の確立

定置網やその周辺に来遊する個体を、選択的に捕獲する手法（定置網自体による捕獲、落とし罠による捕獲等）を確立する。

サケ定置以外の被害情報についても収集し、漁業被害の実態を調査する。特に、タコ漁への被害が甚大になっていることから、被害防除の手法について検討を行っていく必要がある。

9 その他特定希少鳥獣の管理のために必要な事項

(1) 生息地の保護及び地域社会に関する事項

ゼニガタアザラシは、北海道周辺に生息するアザラシの中で、唯一、定住性が高く、陸上で繁殖行動を行う。北海道での上陸場は、襟裳岬を最南端として、厚岸、浜中、根室など全部で 11 カ所確認されている（吉田ら、2011）図。特に、えりも地域のゼニガタアザラシは、襟裳岬の岩礁に集中して繁殖しており、近年、その上陸岩礁が拡大している（図）。またえりも周辺地域で新たな上陸岩礁があるとの指摘もある。

ゼニガタアザラシの食物資源については、北海道納沙布岬における食性調査では、底棲魚類を主要な食物としており、沿岸に近い浅海環境に大きく依存していることが報告されている（中岡ら、1986）。2014 年の環境研究総合推進費による調査において、襟裳岬上陸場周辺においてゼニガタアザラシの潜在的餌生物である底棲魚類の採集を行い、冬季～早春期には、カジカ類が優占することが明らかになった。また、定置網の混獲個体の胃内容分析を行ったところ、タラ科、アイナメ科、フサカサゴ科、カレイ科、頭足類、甲殻類が同定されたが、サケの出現は少なかった。しかし回収された混獲個体は、幼獣が多くを占めており時期も限定されているため、成

獣が何を食べているかのデータが不足している。

また、沿岸海洋生態系におけるゼニガタアザラシの位置づけや、ゼニガタアザラシと生息環境の相互作用（ゼニガタアザラシの生息動向が沿岸の海洋生物に与える影響等）は分かっていない。

さらに、ゼニガタアザラシとの共存のためには、漁業活動との関わりのほか、観光利用や地域における教育への活用等、地域社会との関わりの観点も重要である。

これらのことから、生息地や食物資源等についてはさらに情報を収集することとし、えりも地域での生息環境と海洋資源の観点及びゼニガタアザラシと地域社会との関わりの観点から、ゼニガタアザラシがこの地域で存続するための環境について検討する。

図 ゼニガタアザラシの繁殖期の分布

図 上陸岩礁の拡大

(2) モニタリングに関する事項

- ・ 本管理計画に基づくゼニガタアザラシの管理を適正に行うため、継続的にモニタリングを実施する。
- ・ 個体群の状況、また管理の効果を検証し、管理計画にフィードバックするため、以下の項目について定期的に点検する。

ア 生息数及び個体群構成

ヘリセンサスや目視などによるカウント、個体群構成（齢、性構成）の把握

イ 混獲数（被害程度の指標にもなる）

ウ 捕獲数

雌雄別、年齢別

エ 被害状況

被害範囲や被害程度の把握（被害率、漁獲量等複数の指標を用いる）、食性調査（胃内容物調査等）

オ 生息動向

繁殖状況、行動範囲等

カ 生息環境

食物資源等、沿岸生態系の評価

キ 存続可能性評価

(3) 事業実施計画の策定

順応的管理の考え方にに基づき管理計画を適切に実施するため、毎年度、事業実施計画（以下、実施計画）を定めるとともに、実施結果を検証し、次年度の実施計画に反映する。

10 計画の実施体制に関する事項（図）

- ・ 管理計画の実施に必要な管理手法やモニタリング手法等の各手法の確立は、環境省が地域の多様な主体と協力して実施する。また、環境省が実施する事業以外にも、ゼニガタアザラシと地域社会との共存に資する他の主体による取組については、積極的に連携する。
- ・ 環境省は、毎年度、管理計画に基づく事業の実施計画を作成し、北海道、えりも町、漁業団体、漁業者、地域住民、関連団体、大学・研究機関等の多様な関係者と連携して実施計画に基づく事業を実施するものとする。
- ・ 環境省は、関係者の協力を得て、各主体による事業の実施状況等の情報の収集を行うとともに、特にサケの資源管理等の観点から関係する水産庁等の機関や、野生動物保護管理等の観点から関係する環境団体等と積極的に情報交換を図る。
- ・ 実施計画に基づく事業は、その実施結果を実施計画にフィードバックする(図5)。
- ・ 管理計画及び実施計画を評価・見直しする体制として、ゼニガタアザラシ科学委員会(以下、科学委員会)とゼニガタアザラシ保護管理協議会(以下、保護管理協議会)を設置する。
- ・ 科学委員会は、ゼニガタアザラシの調査を行っている研究者、地元調査関係者、評価・分析等の専門家で構成し、モニタリングや調査の結果の分析・評価を行い、これらの手法の提案を行う。また、保護管理協議会に科学的立場から助言を行う。
- ・ 保護管理協議会は、環境省、北海道、えりも町、漁業団体、漁業者、地域住民、関連団体、大学・研究機関等のすべての関係者で構成する。ゼニガタアザラシと地域社会との共存のためには、管理計画及び実施計画に基づく事業のみならず、多様な主体により取組を推進することが重要であることから、保護管理協議会においては、管理計画及び実施計画の評価、見直し等を行うだけでなく、各主体による取組の促進及び情報共有等を行うものとする。また、観光や教育等へのゼニガタアザラシの活

用等、地域におけるゼニガタアザラシとの関わりを検討するプラットフォームとする。

図 計画の実施体制

11 参考資料

- ・ 伊藤徹魯・宿野部猛. 1986. ゼニガタアザラシの生息数と生息状況, pp 18-58. 和田一雄, 伊藤徹魯, 新妻昭夫, 羽山伸一, 鈴木正嗣編, ゼニガタアザラシの生態と保護, 東海大学出版.
- ・ 斎藤幸子・渡邊有紀子. 2004. ゼニガタアザラシの概要と問題点, pp 23-28. 小林万里, 磯野岳臣, 服部薫編, 「北海道の海生哺乳類管理—シンポジウム「人と獣の生きる海」報告書—」, 特定非営利活動法人 北の海の動物センター.
- ・ 吉田薫, 大塚明, 斉数貴, 林慶, 松本慎平, 山路智実. 2011. 2010年ゼニガタアザラシ個体数調査結果報告, pp 1-22, 吉田薫編, ゼニ研通信 24号, ゼニガタアザラシ研究グループ 帯広畜産大学.
- ・ 内藤靖彦・伊藤徹魯. 1974. ゼニガタアザラシ—乱獲から保護をするために—, pp68—75. 自然, 1月号.
- ・ 中岡利泰・浜中恒寧・和田一雄・棚端恵子. 1986. ゼニガタアザラシとゴマフアザラシの食性, pp103 - 125.